

令和8年2月24日（火）午後2時15分

令和8年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 通常総会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会



## 令和8年度通常総会

開催日時 令和8年2月24日（火曜日）午後2時15分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター大会議室

---

### 出席者数（22人）

理事長	橋川 涉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長（書）
副理事長	望月 敬之	
兼常務理事		
会 員	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	田島 一成	彦根市長（代）
	浅見 宣義	長浜市長
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長
	森中 高史	守山市長
	櫻本 直樹	野洲市長
	松浦 加代子	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長（代）
	今城 克啓	高島市長
	角田 航也	米原市長（書）
	竹村 健	栗東市長
	堀江 和博	日野町長
	西田 秀治	竜王町長
	伊藤 定勉	豊郷町長（書）
	寺本 純二	甲良町長（書）
	久保 久良	多賀町長
	重永 博	医師国保理事長

---

## 1. 議決事項

- 議案第 1 号 滋賀県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定について
- 議案第 2 号 滋賀県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定について
- 議案第 3 号 滋賀県国民健康保険団体連合会会計規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 4 号 滋賀県国民健康保険団体連合会特別会計財政調整基金積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 5 号 滋賀県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 6 号 滋賀県国民健康保険団体連合会特別会計電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 7 号 滋賀県国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 8 号 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第三回補正予算について
- 議案第 9 号 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算について
- 議案第 1 0 号 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第 1 1 号 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第三回補正予算について
- 議案第 1 2 号 令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第三回補正予算について
- 議案第 1 3 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 1 4 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について

- 議案第 15 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別  
会計歳入歳出予算について
- 議案第 16 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会  
計歳入歳出予算について
- 議案第 17 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務  
特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 18 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係  
業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 19 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金  
特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 20 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関  
係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 21 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保  
健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 22 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等  
特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 23 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額に  
ついて
- 議案第 24 号 令和 8 年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する  
診療報酬支払資金公費負担者予納金予納について

## 2. 報告事項

- 報告第 1 号 専決処分報告について

## ○開 会

午後 2 時 1 5 分開会

それでは、只今から滋賀県国保連合会通常総会を開会いたします。

最初に、橋川理事長からご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 本日、国保連合会通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、国保中央会から令和 7 年度上半期の医療費速報値が発表され、滋賀県の国保医療費は約 5 0 8 億円で対前年度比 1. 1 % の減少となりました。

しかしながら、1 人当たり医療費については令和 6 年度診療報酬改定の影響もあり、対前年度比 3. 4 % 増の 2 2 万 1, 3 4 1 円となるなど、増加傾向が続いております。

令和 8 年度には診療報酬改定が予定されており、物価高に直面する医療機関の経営を支援し、職員の賃上げを促すため、医師の技術料や人件費にあたる本体部分を令和 8 年度・9 年度平均で 3. 0 9 % 引き上げることとされています。

また、中医協からは物価高騰を踏まえた物価対応料の新設など、具体的な内容が厚生労働大臣に答申されたところであり、これらの改定による医療費への影響について注視が必要であると考えております。

本日の総会では、予防接種事務のデジタル化に伴う規約や規則の改正、令和 7 年度の補正予算、令和 8 年度の事業計画および予算等についてご審議いただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇林局長 次に、本日の出席状況ですが、国保連合会会員 2 1 名中、代理・書面出席を含めて全員の出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告させていただきます。

次に、議長の選出ですが、従前の例によりまして、橋川理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇林局長 ありがとうございます。

それでは、橋川理事長、よろしく願いをいたします。

◇橋川理事長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、国保連合会規約第 1 7 条の 2 および第 1 8 条第 2 項の規程により、本総会は公開

とし、議事録においても公表することといたします。

次に、規約第18条第1項の規程によりまして、通常総会の議事録署名者を指名させていただきます。高島市長の今城様、日野町長の堀江様の2人をお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

◇

## ○議決事項

◇橋川理事長 それでは、議事に入ります。

議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定についてから、議案第7号、滋賀県国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定についてまでを一括審議いたします。事務局の説明を求めます。

◇堀井参事 それでは、規約、規則等の改正、制定案についてご説明させていただきます。

議案につきましては、通常総会議案書、白い冊子の1ページから26ページの各議案ですが、本日、総会用に要点を絞った資料1をご用意しておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。資料1です。

内容につきましては、予防接種事務のデジタル化に伴うものとなっております。改正予防接種法が令和8年6月1日に施行されることによりまして、新たに県・市町からの委託を受けて、国保連合会が予防接種等の事務処理費用の支払い事務を行うことができるようになります。

この予防接種事務の概要、運用につきましては、本日の資料中、右肩に参考と記載したカラーで印刷しております予防接種のデジタル化の概要、こちらの資料に整理をしておりますが、この新たな業務にかかる規約、規則の整備となります。

まず、議案第1号、規約の改正です。改正内容につきましては、資料1(1)の枠囲みの主な改正概要に記載しておりますが、予防接種のデジタル化の改正に合わせて、左横書きの対応、そのほか、文言修正等は改正で都度行っておりますが、今回の改正に合わせて、市町村という表記を市町と変更しております。

(2)規則の制定になります。予防接種のデジタル化に伴い、新たに特別会計を設けることとされておりますので、その経理規則を設けるものでございます。こちらが議案第2号となります。

(3)、1 ページから 2 ページにかけまして、議案第 3 号から議案第 7 号につきましては、予防接種の特別会計を設置することにより、条項を追加するものでございます。

議案第 3 号の会計規則につきましては、今回の改定に合わせて、随意契約に関して自治体の条例等に準拠した見直しを行っております。

規約および規則等の改正制定案についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

◇橋川理事長 議案第 1 号から議案第 7 号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。

ないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号から議案第 7 号まで原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 全員賛成と認め、議案第 1 号から議案第 7 号まで原案どおり決することといたします。

次に、議案第 8 号、令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第三回補正予算についてから、議案第 12 号、令和 7 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第三回補正予算についてまでの 5 議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川次長 それでは、令和 7 年度の補正予算についてご説明をさせていただきます。

各議案につきましては、議案書の 27 ページから 46 ページまでとなりますが、説明用資料といたしまして、資料 2-1、2-2 をご用意させていただいております。ご説明につきましては、資料 2-1 でさせていただきます。

資料 2-1、1 点目、議案第 8 号、一般会計の積立金に関する補正となります。歳出内補正でございます、訴訟経費に備え、一般会計財政調整基金積立金を 1,650 万円に増額をさせていただきます。

2 つ目のポツ、議案第 9 号の診療報酬審査支払特別会計の国民健康保険診療報酬支払勘定と、議案第 11 号、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定、一番下の議案第 12 号、障害者総合支援法関係業務等特別会計の介護給付費支払勘定につきましては、支払額の増

額に伴いまして、歳入歳出同額補正をさせていただきます。

国保支払勘定は13億1,000万円、介護保険については4,500万円、そして障害介護給付費については13億7,000万円の歳入歳出同額補正となります。

3つ目のポツ、職員退職給与につきましては、退職予定者の増によりまして、歳入歳出1,480万円の同額補正になります。

各勘定におけます補正の詳細につきましては、資料2-2に記載させていただいております。ご参照いただければと存じます。

令和7年度補正予算のご説明については以上となります。

◇橋川理事長 議案第8号から議案第12号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので採決に入らせていただきます。

議案第8号から議案第12号までを原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第8号から議案第12号までは原案どおり決することといたします。

次に、議案第13号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから議案第24号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでの12議案はいずれも関連いたしますので、一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、議案第13号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

私、企画保健課長の坂井と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

議案書の47ページから80ページまでの記載ですが、資料3-1の1から2ページに事業計画の基本方針、重点目標について記載しております。本日は基本方針、重点目標に絞って、ご説明をさせていただきます。

資料3-1をお手元にご用意ください。

資料3-1の1ページ、基本方針です。保険者および広域連合の信頼と負託に応えるため、記載のとおり、2つの基本方針で臨むことといたします。

1つ目は、大きく変化する医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握し、適切な対応が図れるように努め、私どもの基幹業務でございます審査支払業務の専門的機関としての役割に加えまして、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を専門的、総合的に行う機関として役割を果たし、事業を推進してまいります。

2つ目は、保険者の極めて厳しい財政事情を十分に理解し、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう中期経営計画の基本理念に基づき、具体的方策を定め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

この2つの基本方針の下、重点目標を定めまして、事業に取り組んでまいります。

まず、1の第5期中期経営計画につきましては、令和7年度で計画期間が終了となる第4期中期経営計画に代わるものとなり、本日の資料6として計画案を提出いたしておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

2. 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進は、第3期滋賀県国民健康保険運営方針の基本理念、持続可能な国民健康保険の運営が実現されるよう、本会の役割を果たし、国保事業の充実・強化に取り組んでまいります。

2ページ、3. 診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査の充実は、本会の基幹業務であります審査支払に関することでございます。審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査基準の差異の解消やコンピュータチェックの統一等に向けた取組を推進いたします。

また、国保総合システムの審査機能について、審査支払システムの支払基金との共同開発が進められており、全国の国保連合会と歩調を合わせて、しっかりと対応をしてまいります。

4. 保険者共同事業および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の充実は、県や市町事務の共同事業の実施による効率化や研修の実施等が、滋賀県国保運営方針で定められている本会の役割ですので、広域連合からの事務代行、受託業務を合わせて、その役割をしっかりと果たしてまいります。

5. 保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の充実は、特に、令和8年度は保険者にとって、県・市町データヘルス計画の中間評価の重要な年となりますので、KDBシステム、KDB補完システムを活用し、よりきめ細かな支援を行ってまいります。

また、KDB補完システムにつきましては、機器の更改等に向けた準備を進めてまいります。

6. 医療・介護DXに関する業務の推進につきまして、医療DXでは予防接種事務のデジタル化、介護DXでは介護情報基盤が令和8年4月から運用開始となります。特に、予防接種事務のデジタル化は、本格運用はもう少し先と見込まれますが、円滑な運用開始を見据えて、体制整備等に取り組んでまいります。

7. 介護保険給付費の適正な審査支払および適正化事業の支援と障害者総合支援給付等の適正な審査支払につきましては、介護保険給付費・障害者総合支援給付費等の適正な審査および支払を行ってまいります。

8. 個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化は、本会ではレセプト情報等の膨大な個人情報を取り扱うことから、これまでどおり、国際標準規格ISO/IEC27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム、ISMSに基づき、適正に情報を管理いたします。

本日は、重点項目に絞ってご説明をさせていただきましたが、重点項目以外の事業につきましてもしっかりと取り組んでまいります。令和8年度の事業計画の説明につきましては、以上となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇瀧川次長 続きます、令和8年度の滋賀県国保連合会各会計予算についてご説明をさせていただきます。

議案につきましては、議案書81ページから223ページになります。資料につきましては、只今、事業計画をご説明させていただきました資料3-1の3ページからと資料3-2、3-3となります。予算のご説明につきましては、資料3-2の1ページの3番でご説明をさせていただきます。

令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会各会計予算の総括表になります。

本会の会計につきましては、一番上の行の一般会計で表の左側に記載をさせていただいております議案第14号と議案第15号から、一番下の議案第22号までの8つの特別会計で構成をしております。

勘定につきましては、全部で21勘定になります。

これらの会計を大別いたしますと、網掛けをしている会計が7つございまして、こちらは保険者、また広域連合から納入いただきます負担金や手数料を財源といたしまして、事業経費を執行する会計になります。

先ほど、規約改正でご説明をさせていただきました予防接種の会計につきましては、議案第22号の予防接種法関係業務等特別会計として新設をさせていただいております。

そして、網掛けをしていない勘定が支払勘定となります。主に、診療報酬また介護保険等の給付費等を保険者からいただき、医療機関などに支払いをする受け払いの勘定になります。

令和8年度の全体の会計規模につきましては、この表の下から3行目の合計になります。21勘定の合計で約5,034億円、対前年度比6.4%増となります。そのうち、網掛けをしている事務経費等を執行する7つの会計につきましては、下から2行目に記載の約38億5,000万円で対前年度比6.1%増となります。

この事務経費等を執行いたします7つの会計の対前年度比の主な増要因といたしましては、備考欄に記載させていただいておりますが、会館ネットワーク更改経費として5,500万円。こちらにつきましては、平成16年度に国保会館建設以来、更改ができておりませんでしたので、令和8年、9年の2年間で構築を予定させていただいております。

そして、KDB補完システムの更改経費が2,300万円。そして、国保中央会へのシステム等の負担金が合計で3,400万円。介護保険ですけど、介護保険の業務勘定の償還払いの経費が7,000万円でございます。

次に、網掛けをしていない診療報酬等の受け払いをする勘定ですが、一番下の行が支払勘定等の合計になります。約4,996億円で対前年度比6.4%増となります。

過去の支払い実績、また令和8年度につきましては、診療報酬改定もございまして、改定率を勘案して予算計上しております。

上から3行目、議案第15号の国民健康保険診療報酬支払勘定につきましては、937億5,500万円を計上しております。被用者保険の適用拡大、また被保険者の高齢化によりまして、被保険者数は減少傾向になっておりますが、診療報酬改定等を勘案をいたしまして対前年度比1.8%増とさせていただいております。

議案第17号の介護保険です。1,267億8,300万円の対前年度比3.9%増となっております。

次に、議案第18号、障害介護給付費につきましては486億6,700万円、対前年度比15.2%増。その下の障害児給付費ですが、114億1,400万円、対前年度比13.2%増となりまして、いずれも10%代の大きな伸びとなっております。こちらにつきましては、事業所数または受給者数の増加を反映した予算となっております。

そして、議案第20号の後期高齢者医療につきましては約2,091億9,800万円、対前年度比8.1%増を見込んでおります。

次に、議案第21号の特定健康診査・特定保健指導につきましては、上段が国保分になります。約7億8,800万円、対前年度比7.4%増。その下の後期につきましては、約7億4,000万円、対前年度比39.6%増を見込んでおります。後期につきましては、健診受診者の増加、そして健診単価の増額となることから、大幅な増加となっております。

A3版によるご説明は以上となります。

なお、資料3-2の2ページ以降につきましては、業務勘定、そして支払勘定それぞれの予算の詳細を添付をさせていただいております。

次に、負担金・手数料についてでございます。こちらにつきましては、先ほどの事業計画でご説明をさせていただいた資料3-1をご用意ください。

資料3-1の3ページの下段、(2)各種負担金・手数料単価について、①保健事業等保険者支援金のKDB分です。こちらにつきましては、全国標準システムに対します運用負担金となります。この負担金ですが、この負担金が見直しとなりまして、見直しに伴いまして、4ページの表にございますように、段階的な引上げをさせていただきたく、ご理解のほう、どうぞよろしく願いをいたします。

令和8年度につきましては、11円6銭とさせていただきます。

5ページの②審査支払手数料です。特定健康診査等の手数料につきましては、450円から420円に30円引下げをさせていただきます。それ以外の手数料につきましては、据置きとさせていただきます。

6ページと資料3-3に各種手数料を記載をさせていただいております。ご参照のほう、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、資料3-1の9ページ、3のその他、予算関連事項です。議案第23号一時借入金の限度額については、議案書の214ページになります。不測の事態が生じた場合の支払いに充当するため、一般会計と5つの特別会計において一時借入金の限度を定めることとでございます。

そして、議案第24号、公費負担医療にかかります予納金の予納について、議案書は215ページから223ページになります。毎月の医療費の支払いに充当するための予納金を定めるものでございます。

最後、資料4、福祉医療費等概算額算出表と、資料5、障害介護給付費の概算額算出表となっております。それぞれ支払額に充当させていただくものでございます。

以上、令和8年度事業計画ならびに予算のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川理事長 議案第13号から議案第24号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでございますので、議案第13号から議案第24号までを原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 全員賛成と認め、議案第13号から議案第24号までは原案のとおり決することといたします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号、専決処分報告について事務局の説明を求めます。

◇瀧川次長 決算処分報告です。議案書の議案225ページをお願いいたします。

報告第1号の決算処分報告は全部で15点ございます。225ページの1つ目、職員給与規則の一部を改正したものでございまして、給与の改正と期末勤勉手当の支給割合の改正、通勤手当の改正を行いました。

2から6につきましては、令和7年度の補正予算でございます。

2は診療報酬事件にかかります弁護士費用として、3から6は職員給与等について、それぞれ歳出内補正を行いました。いずれも令和7年12月24日付で、理事長専決とさせていただきます。

226ページは、通勤手当の改正に伴います給与規則の改正、そして旅費の改正に伴います関連規則の改正等につきまして、2月9日第1回の理事会において専決処分とさせていただきます。

報告第1号につきましては、以上でございます。

◇橋川理事長 報告第1号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、報告第1号を終わります。

続いて、第5期中期経営計画案について、事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、第5期中期経営計画案につきまして、ご説明をさせていただきます。本日の資料6-1、6-2でのご説明となりますので、お手元にご用意をください。

資料6-1が計画の本体、6-2がその概要版となります。

本会における中期経営計画は法令や規則に定められたものではございませんが、職員が

本会に求められる役割を深く理解し、その目標達成に向けて一丸となって取り組むために作成するものであり、内容につきましては、中期の事業推進計画となっております。

平成24年3月に第1期計画を策定し、これまで途切れることなく、策定してきたものでございます。

資料6-1、目次をご覧ください。第5期の計画は計画策定に当たってから、参考資料までの6章立てとなります。

15ページ、第3章の2番目、第5期計画の目標と推進体制の3から4行目に記載のとおり、基本理念をより明確に位置づけ、具体的方策を定めることにより、目標達成に向けた取組を力強く推進することが第5期計画を策定する目的となります。

本日は、計画の要となります第4章の基本理念を中心に概要版でご説明をさせていただきます。

資料6-2の表面中段のオレンジ色の枠囲みの左側に、国民健康保険等を取り巻く情勢と、その情勢を受けて、本会を取り巻く状況と役割を記載しております。

これは、計画本体の第2章に当たります。本会を取り巻く状況と役割の中には、審査支払機関として、保険者等の共同体として、これまでの枠組みを超えた自治体支援を行うと、本会が抱える課題を3つの側面に分けて記載をしています。

枠囲みの矢印右側にご移動いただきまして、計画本体の第3章に当たります、第4期計画の振り返り、評価と課題を踏まえ、改めて第4章に基本理念の策定をいたしました。

中段の右側。まず、基本理念のパーパス、職員の志は、信頼され、期待に応えられる存在をめざしてとしています。このことをスローガンとして、全職員が意識を高め、お互いが協力し、一丸となって業務を遂行いたします。

次にミッション。本会の使命は、社会保障制度の安定的、効率的運営への貢献。県民の保険医療の向上および福祉の増進。医療費適正化の推進としています。

本会の業務範囲につきましては、国保、後期、介護等の社会保険だけではなく、福祉医療費や障害者総合支援等の社会福祉、また保健事業、予防接種や母子保健など保健医療、公衆衛生の分野へと要望の拡充があることから、1点目につきましては、社会保障制度とさせていただきます。

これらの支援を達成するために、ビジョン、本会のあるべき姿として、「医療、保健、介護、福祉の総合専門機関」「質の高い保険者サービスの提供」を挙げ、「効率的な業務遂行」、「安定的な財政運営」、「コンプライアンス、情報セキュリティの向上、徹底」

を行い、「新たな課題に積極的に挑戦する」ことをバリュー、行動指針とします。

基本理念は本計画の中で、基本的には変わらない部分として定めているところでございます。

矢印下、令和8年度から10年度の3年間を計画期間として、4つのテーマに分けて、13項目の具体的方策を定めました。これが第5章となります。

テーマは、本会を取り巻く状況と役割で申し上げました、審査支払機関としての国保連合会。保険者等の共同体としての国保連合会。これまでの枠組みを超えた自治体支援を進める国保連合会。そして、これらの事業推進を進めるための基盤強化を網羅する形で、「審査支払業務の充実」「共同事業、保健事業の支援の充実」「医療・介護DXへの対応」「組織体制、職場環境の整備と財政基盤、安全管理体制の確立」といたしました。

資料裏面に13の具体的方策を記載しております。事業内容をアップデート、また拡充しながら継続する計画が10、新規の計画が3つとなります。個々の計画につきましては、説明を割愛させていただきます。

本会の位置づけ、求められる役割は日々変化しており、そのニーズを的確に捉え、必要に応じて新たな取組を追加するなど、具体的方策は必要に応じて変える部分として、柔軟に対応をしております。

第5期中期経営計画の説明は以上となります。

◇橋川理事長 ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

この際何かご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

---

○閉 会

◇橋川理事長 ないようでありますので、これをもちまして、総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時47分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和8年4月30日

議

長

草津市長

橋 川 涉

議事録署名者

高島市長

今 城 克 啓

日野町長

堀 江 和 博